

経済産業省

番 号

年月日

鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

鉱業権者が講ずべき措置事例の改正について

鉱業権者が講ずべき措置事例（20230815保局第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。